

5章 補装具・日常生活用具等

(1) 補装具費の支給 (身) (難)

内容	<p>失われた身体機能の補完、代替する用具の購入、修理又は借受けに要する費用について支給されます。</p> <p>費用は用具の種類別に基準額が定められており、所得に応じた負担上限月額の設定があります。また障がい福祉サービスの負担額等と合算され、高額障がい福祉サービス等給付費による軽減措置の対象となります。</p> <p>また、障がいの状況その他やむを得ない事情により、国が定める基準以外の補装具を必要とするときは、市町村の担当窓口にご相談ください。</p> <p>補装具費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で補装具費支給申請書を受け取り、手続きをします。</p> <p>【補装具の種類(例)】</p> <p>① 肢体不自由者 義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、クッション、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置</p> <p>② 視覚障がい者 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</p> <p>③ 聴覚障がい者 補聴器</p> <p>④ 内部障がい者 車椅子、電動車椅子</p>
対象者	<p>身体障がい者・身体障がい児及び障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病による障がいのある方(ただし、補装具の種類によっては、障がいの種別、等級により交付等が制限される場合があります。)</p>
窓口	<p>居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課(資料編1ページ)</p>

(2) 難聴児への補聴器購入費用の交付 (身)

内容	<p>身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付します。また、補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、5千円を上限額として、その検査料(他制度で助成を受けている場合を除く)を交付します。</p>
対象者	<p>身体障がい者手帳の交付対象とならない(但し、両耳60デシベル以上の)軽度・中度難聴児</p> <p>(対象児の保護者が属する世帯の中に、申請を行う時点での直近の課税総所得金額が770万円以上の者がいる場合は、交付の対象外)</p>
窓口	<p>居住地の市町村障がい福祉担当課(資料編1ページ)</p>

(3) 日常生活用具の給付・貸与 ③ 知 精 難

内容	<p>障がい者が日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。一部自己負担があります。</p> <p>用具の種類は、市町村によって異なりますので、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。</p> <p>日常生活用具の支給・貸与を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。詳しくは次の窓口までお問い合わせください。</p>
窓口	<p>居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）</p> <p>（注）介護保険による福祉用具の貸与、特定福祉用具の購入もあります。「介護保険」（161ページ）を参照してください。</p>

(4) 車いすの貸出 ④

① 大阪府肢体不自由者協会（資料編41ページ）

内容	<p>個人が一時的に車いすを必要とする場合、短期間（原則として3か月程度）、無料貸出を行っています。</p> <p>なお、学校・団体等が車いす体験を行う場合も貸出可能です（1週間程度、最大20台まで）。</p>
----	---

② 大阪障害者自立支援協会（資料編40ページ）

内容	<p>身体障がい者や病気やけが等により一時的に車いすを必要とする人を対象として、短期間（1か月程度）、車いすの無料貸出を行っています。</p>
----	---



■小児慢性特定疾病の方に関する情報

小児慢性特定疾病の方への日常生活用具の給付

(用具一覧は、資料編51ページ)

対象者	<p>日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等便宜を必要とする小児慢性特定疾病児等であって、次のそれぞれの要件を全てみたす者としてします。</p> <p><小児慢性特定疾病の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ①小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている児童等 ②在宅で療養している者 ③障害者総合支援法等の施策の対象とはならない者
内容	<p>小児慢性特定疾病の人が、日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。世帯の前年の所得税額等に応じて一部負担があります。</p> <p>給付券の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。</p> <p>なお、手続きの際には、医師の診断書が必要となる場合があります。</p>
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）